

倉吉市上下水道局企業管理規程第6号

倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成3年倉吉市条例第15号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の設置の特例)

第2条 条例第6条ただし書に規定する公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が別に定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 物置小屋、車庫等で排除すべき汚水が発生しない建築物
- (2) 事業所
- (3) 除去の予定がある建築物
- (4) その他排水設備を設置することができないことについて管理者が相当の理由があると認める建築物

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第3条 条例第7条に規定する管理者が別に定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 排水設備を排水施設又は他の排水設備に接続させる場合においては、汚水が円滑に排除され、かつ、漏水、雨水等の浸入を防止する措置を講ずるとともに、排水施設又は他の排水設備の機能を妨げ、又は損傷させない方法により、管理者が指示する箇所に固着させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする。
- (4) 排水管の内径は、100ミリメートル以上とし、排水渠^{きょ}の断面積は、排水管を使用した場合と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。
- (5) 管渠^{きょ}の構造は、暗渠^{きょ}としなければならない。
- (6) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (7) まずは、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けなければならない。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管若しくは曲管を用いることができる。
- (8) 暗渠の直線部には、内径の120倍以下の間隔にますを設けなければならない。

- (9) まずは、密閉ふたを設けなければならない。
- (10) まずはの底部には、これに集合又は接続する管渠の内径及び内のり幅に応じたインバートを設け、汚泥が溜まらないようにしなければならない。
- (11) 暗渠の必要な箇所には、容易に内部の検査及び掃除ができる構造の防臭装置を設けなければならない。
- (12) 台所、浴室、洗濯場その他下水の流通を妨げる固形物（し尿を除く。）及び多量の油脂類を排出するおそれのある場所の必要な箇所にこれらを汚水と分離して取り除くための装置を、流入口に10ミリメートル以下の目幅の金属製のスクリーンを取り付けなければならない。
- (13) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所における排水は、汚水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けなければならない。

(排水設備の軽微な変更等)

第4条 条例第7条第2項ただし書に規定する排水設備の軽微な変更及び条例第8条に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、倉吉市公共下水道条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号）第5条第1項各号に掲げる変更及びそれを行うための工事とする。

(排水区域外使用)

第5条 条例第11条第1項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、倉吉市集落排水区域外排水設備設置許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、設置の可否を決定し、倉吉市集落排水区域外排水設備設置許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(準用)

第6条 排水設備の計画確認の申請及び変更の届出、排水設備工事の完了の届出、総代理人の選定及び変更の届出、使用開始等の届出並びに排水設備の計画確認書及び検査済証の交付については、倉吉市公共下水道条例施行規程の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年倉吉市規則第15号）又は倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年倉吉市規則第56号）（それぞれ使用料に係る部分を除く。以下これらを「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

倉吉市集落排水区域外排水設備設置許可申請書

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電 話

倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により次のとおり申請します。

排水施設名	
建築物の所在地	(位置図添付)
使用人員	人
申請理由	
備考	

様式第2号（第5条関係）

倉吉市集落排水区域外排水設備設置許可（不許可）決定通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあった排水区域外排水設備設置については、次のとおり許可（不許可）したので通知します。

許可条件又は 不許可の理由	
備 考	